

■開口部の侵入防止対策 イラスト
(戸建住宅)

別添3

〔住戸の出入口の存する階以外の階〕

- b 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの（aに該当するものを除く。）

● 評価対象外（開口部の規模が一定以下）

〔住戸の出入口の存する階以外の階〕

- c a及びbに掲げるもの以外のもの

〔住戸の出入口の存する階〕

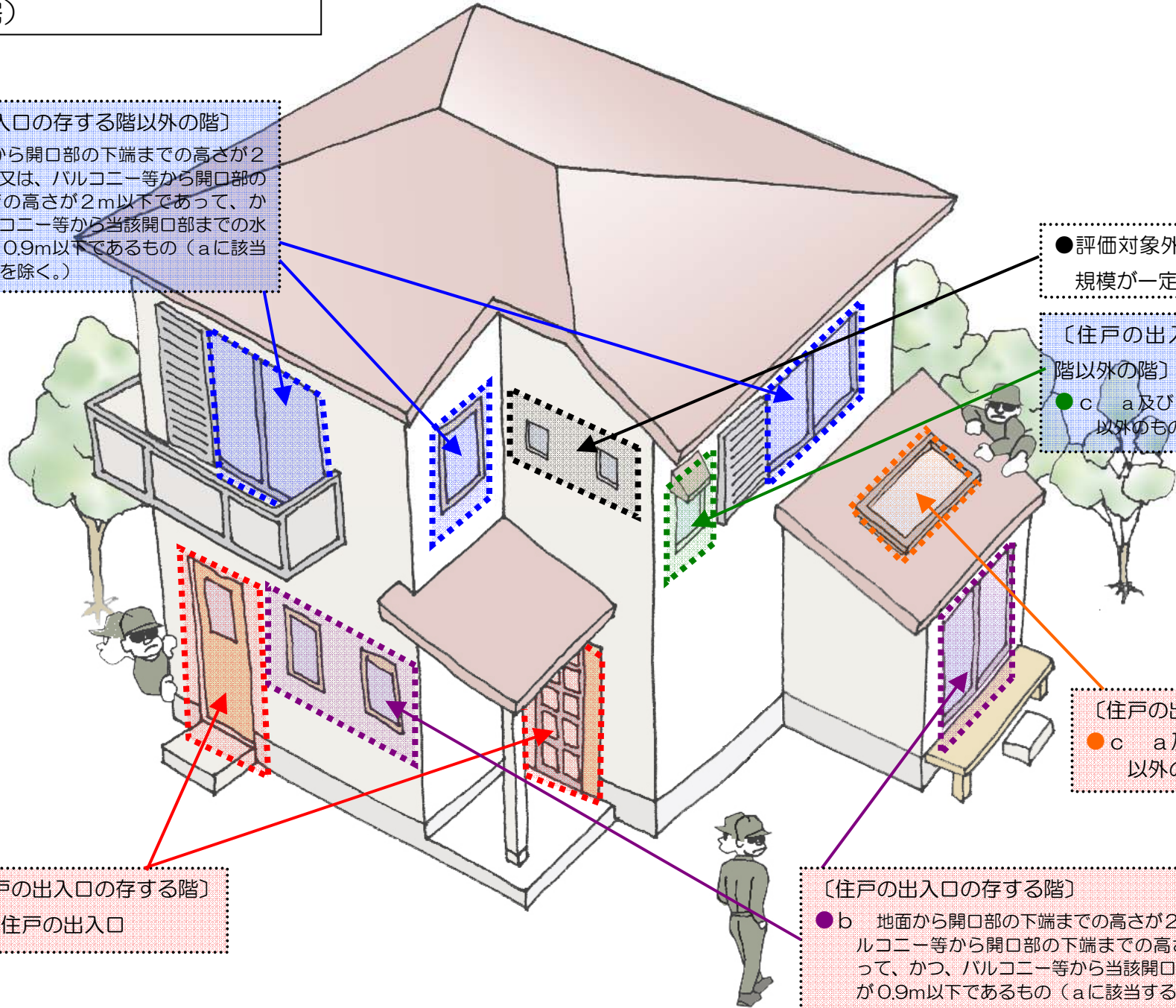
- c a及びbに掲げるもの以外のもの

〔住戸の出入口の存する階〕

- a 住戸の出入口

〔住戸の出入口の存する階〕

- b 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの（aに該当するものを除く。）

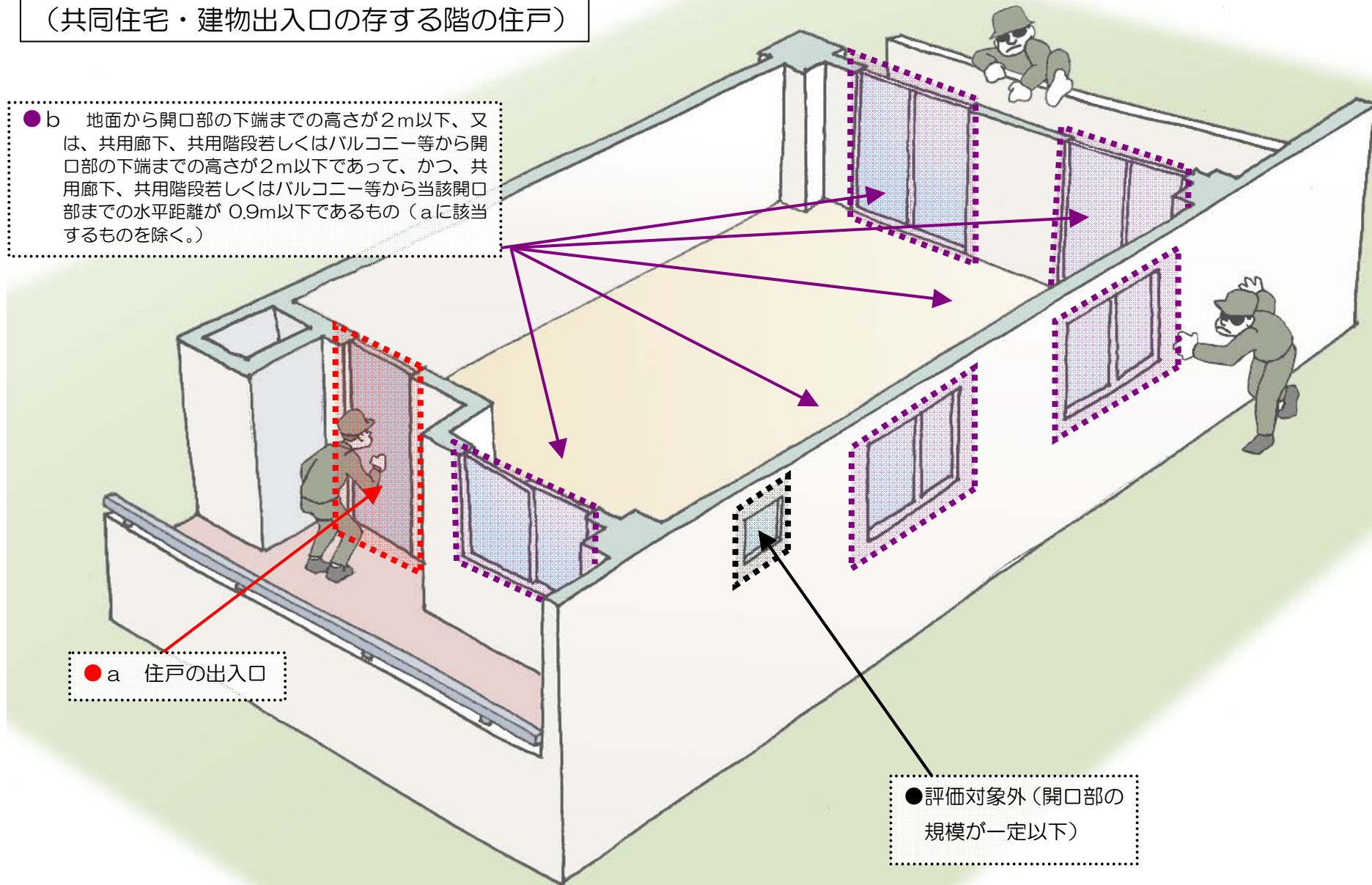


■開口部の侵入防止対策 イラスト
(共同住宅・建物出入口の存する階の住戸)

● b 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、共用廊下、共用階段若しくはバルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、共用廊下、共用階段若しくはバルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの（aに該当するものを除く。）

● a 住戸の出入口

● 評価対象外（開口部の規模が一定以下）



■開口部の侵入防止対策 イラスト
(共同住宅・建物出入口の存する階以外の階の住戸)

● b(ii) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの（a又はb(i)に該当するものを除く。）

● a 住戸の出入口

● b(i) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、共用廊下若しくは共用階段から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、共用廊下若しくは共用階段から開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの（aに該当するものを除く。）

● 評価対象外（開口部の規模が一定以下）

● c a及びbに掲げるもの以外のもの

